

公益社団法人 日本看護協会
総務部 ご担当者様

お世話になっております。厚生労働省医政局看護課の清河です。

今回は、「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（中央省庁 BCP ガイドライン）」について、同ガイドラインが9月27日に改定されたことを受け、内閣感染症危機管理統括庁より周知依頼がありましたので、ご連絡差し上げました。

●9月27日改訂「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」

●8月30日改訂「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン（事業者ガイドライン）」の概要

参考（内閣感染症危機管理統括庁 HP より）

○中央省庁 BCP ガイドライン

https://www.caicm.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/chuou_gl_r060927.pdf

○事業者ガイドライン

https://www.caicm.go.jp/action/plan/guideline/files/guidelines_12_1.pdf

ご参考いただけますと幸いです。

どうぞよろしく願いいたします。

